

(2) 福祉・介護人材確保対策

1. 介護人材確保の現状と課題

介護人材に係る状況

- 介護職員数は約149万人(平成24年度)
→ 団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、約237～249万人の介護職員が必要となる見込み。
- 介護分野で働く介護福祉士の数は約51.4万人(平成23年度。介護職員に占める割合は36.7%)
→ 近年、年間6万人程度増加。
- 介護分野の有効求人倍率は平成22年夏以降、上昇傾向(平成22年度:1.38倍→平成24年12月1.92倍)
→ 介護人材の不足感が高まっている。

課題と対応

- 引き続き、介護人材確保対策を講じていくことが重要。
- 現下の厳しい状況にある雇用失業情勢の中、人材確保が困難な状況が続いている介護分野は、地域における成長分野として位置づけられており、今後の雇用の受け皿として期待されている。
- 雇用政策関係部局や、関係団体、学校関係者等とも連携し、管内の労働者の就業状況や、新卒の就職状況の把握などに配意し、介護人材の確保に向けた取組を進める必要がある。

2. 福祉・介護人材確保対策の促進

福祉・介護人材確保緊急支援事業の創設

- 平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業で従前実施されていた福祉・介護人材確保対策に資する事業と新たなメニューを、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業(住まい対策拡充等支援事業分)に新たに位置づけ、平成24年度から25年度までの切れ目のない事業実施を可能としたところである。(国庫補助率:定額10/10)

→各都道府県におかれては、都道府県福祉人材センター等の関係団体と連絡を図り、管内の福祉・介護人材の確保がより一層進むよう取組をお願いしたい。

介護福祉士修学資金貸付事業の拡充

- 平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費を使用して、介護福祉士修学資金貸付事業による貸付に必要な原資を確保。(国庫補助率:3/4)
- また、生活保護受給世帯の者が高等学校卒業後などに介護福祉士養成施設等に就学する場合に、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せできることとする貸付内容の拡充を行う。

→各都道府県におかれては、修学資金事業所管課と生活保護所管課との連携により、貸付対象者への本事業の周知及び貸付希望者への資金交付をお願いしたい。

その他

- 上記のほか、都道府県福祉人材センター、ハローワーク等との連携による人材確保の取組の推進をお願いしたい。

福祉・介護人材確保緊急支援事業

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。

○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ

将来の人材の掘り起こし

・福祉・介護人材の参入促進
相談員による中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談等の活動経費や職場体験やセミナー開催費等
(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

キャリアアップ・スキルアップ

研修

補助

事業所

求人

代替要員

福祉・介護人材マッチング機能強化

求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握し、円滑な人材参入・定着を支援するため、都道府県福祉人材センターに配置した専門員の賃金及び活動経費等(実施主体:都道府県、福祉人材センター)

新たな雇用の創出

求職

新たな人材

潜在的な人材の掘り起こし

即戦力の人材

・潜在的有資格者等の再就業促進

子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識や技術を再確認するための研修経費や他分野からの離職者の福祉・介護分野への就業支援のための職場体験経費等
(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充

平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費 81億円

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。
若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士養成施設等の入学者に対し修学資金の貸付を行う介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保する。
- また、家庭の経済格差が子どもの教育格差につながる傾向がある一方で、生活保護世帯の者が高等学校卒業後に大学や専修学校等への進学を希望した場合に、学費や生活費等を支援する仕組みが十分ではない。
貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切り生活の安定に資する資格の取得を支援するため、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士養成施設等への就学を希望する場合に、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を上乗せする貸付内容の拡充を行う。

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



実施主体
(都道府県社協等)

貸付

介護福祉士養成施設
社会福祉士養成施設



在校生

生活保護世帯の子どもに貸与する場合、
○在学期間中の修学資金及び生活費を貸付
○在学中は、**介護施設等でアルバイトをしながら就学**することを想定

(貸付内容)

○貸付額(上限)

- ・学費 5万円(月額)
- ・入学準備金 20万円
- ・就職準備金 20万円

・生活費 4万2千円(月額)**【新】**
→生保世帯の子どもに貸与する場合に上乗せ

○貸付利子:無利子

○一定の要件を満たした場合は、返済を全額免除

卒業

福祉・介護の仕事に就職



福祉・介護の仕事に**5年間継続して従事**

福祉・介護以外の仕事に就職



返済

途中で福祉・介護以外の仕事に転職

借り受けた修学資金の**返済を全額免除**

(在学中の生活のイメージ)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
1日目 (9:00~10:30)							アルバイト 4時間
2日目 (10:40~12:10)							
3日目 (13:10~14:40)							
4日目 (14:50~16:20)							
放課後							

(3) 社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の延長・積み増し

平成24年度補正予算（案） 97億円

今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備え、自力避難が困難な障害者や児童が多数入所する社会福祉施設の防災対策を推進するとともに、被災地で福祉サービスの提供体制の確保や地域コミュニティの再生を図る共生型福祉施設の整備を推進するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の1年間の延長、積み増しを行う。

① 防災対策の強化

社会福祉施設

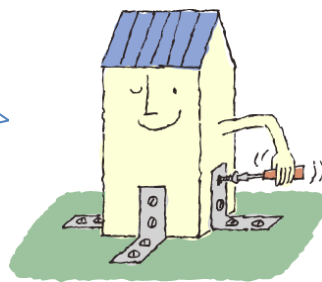


改築整備



津波対策として
高台移転も対象

耐震補強
スプリンクラー設置



- ・障害者支援施設
- ・児童養護施設
- ・救護施設 等

※（独）福祉医療機構による優遇融資

- ・耐震化整備 → 通常利率▲0.5%、融資率90%
- 新 高台移転整備 → 無利子、融資率95%、二重ローン対策

② 被災地での共生型福祉施設の整備



- ・高齢者、障害者、子どもが共に利用
- ・身近な場所で、通所、泊まり、子育て支援を包括的に提供



※対象地域は、岩手県、宮城県、福島県

【補助事業者】

社会福祉法人、公益法人等

【補助率】

- ① 防災対策の強化
1/2（基金1/2、都道府県・指定都市・中核市
1/4、設置者1/4）
- ② 被災地での共生型福祉施設の整備 定額

(4) 消費生活協同組合の指導・監督

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。
（平成25年4月から完全施行）

スケジュール

【健全性の基準】

- ・ 平成22年3月期末決算（※1）・・・支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算（※2）・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算から（※2）・・・早期是正措置の指標として適用（※3）

（※1）平成22年1月に生協法施行規則及び施行規程を改正

（※2）平成24年3月に生協法施行規則を改正

（※3）平成25年中に監督指針上に運用基準を定める予定

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

共済事業実施組合を所管する都道府県におかれては、所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、適切な指導・監督を行うことをお願いしたい。